

令和 7 年度包括外部監査結果に対する措置状況報告

(令和 8 年 5 月末時点)

1 テーマ

債権管理に関する財務事務について

2 措置状況の概要

指摘数（件）		措置数（件）			措置済の 割合（％）	検討中以外の 割合（％）
		措置済	対応中	検討中		
結果	11	9	2	0	81. 8%	100%
意見	34	9	23	2	26. 5%	94. 1%
計	45	18	25	2	40. 0%	95. 6%

3 措置区分の説明

- 措置済 . . . 指摘に対して、措置が完了したもの。
- 対応中 . . . 指摘に対して、具体的な措置を実施中であるが、完了に至っていないもの。または、具体的な対応方針が決まっているもの。
- 検討中 . . . 指摘に対して、措置内容の検討をしている段階で、措置の実施に至っていないもの。
- その他 . . . 指摘の対象自体が消滅した場合や、合理的な理由をもって措置不要・対応困難と判断した場合など。

令和7年度 泉南市包括外部監査結果に対する措置状況									
総括意見									
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和8年5月末時点）	措置区分
1	17	意見	1	行財政改革課	総括意見	納付勧奨・債権未発生対策について 案内文書・申請様式・依頼書等における説明内容を整理・標準化するとともに、口座振替を原則とする位置付けを明確にし、制度の理解促進と納付行動の安定化を図ることで、不要な債権の発生を抑制する仕組みづくりを強化すべきである。	令和8年度中に現行債権管理マニュアルの改訂を予定しており、汎用的な内容については反映する。債権ごとの性質等の特殊事情が存在するなどの場合には所管課における個別マニュアルにおいて対応し、事務レベルの標準化に取り組む。	マニュアル改訂にあたり、他自治体の債権マニュアルを参考にし、現行の泉南市債権管理マニュアルと指摘事項・法令に齟齬がないかを整理している。	対応中
2	18	意見	2	行財政改革課	総括意見	債権の記録管理について 交渉経過一覧に記録すべき最低限の項目を明確化し、担当職員に過度な負担を生じさせずに記録の均質化を図りつつ、記録の欠落や不整合を洗い出すいわば債権の棚卸しを実施することで記録の正確性を担保されたい。	令和8年度中に現行債権管理マニュアルの改訂を予定しており、汎用的な内容については反映する。債権ごとの性質等の特殊事情が存在するなどの場合には所管課における個別マニュアルにおいて対応し、事務レベルの標準化に取り組む。	マニュアル改訂にあたり、他自治体の債権マニュアルを参考にし、現行の泉南市債権管理マニュアルと指摘事項・法令に齟齬がないかを整理している。	対応中
3	18	意見	3	行財政改革課	総括意見	督促・催告・財産調査手続について 法的効果を伴う手続は、適切な時期に実施しなければ時効完成を招くため、人員が限られる中でも「何を、いつ、どの程度行うか」を明確にし、行動基準の明確化を図る必要がある。また、より効率的に滞納整理を行うため、預貯金等照会システムを活用し、調査の一体的実施と記録の徹底を行うべきである。	令和8年度中に現行債権管理マニュアルの改訂を予定しており、汎用的な内容については反映する。債権ごとの性質等の特殊事情が存在するなどの場合には所管課における個別マニュアルにおいて対応し、事務レベルの標準化に取り組む。	マニュアル改訂にあたり、他自治体の債権マニュアルを参考にし、現行の泉南市債権管理マニュアルと指摘事項・法令に齟齬がないかを整理している。	対応中
4	19	意見	4	行財政改革課	総括意見	延滞金の取扱いについて 減免の判断要素や、全額減免・一部減免の判断基準を整理し、決裁プロセスを統一することで、判断の透明性と公平性を確保すべきである。また、減免判断に至った理由を簡潔に記録する様式を整え、基準化と簡便な記録方法の両面から改善を図られたい。	令和8年度中に現行債権管理マニュアルの改訂を予定しており、汎用的な内容については反映する。債権ごとの性質等の特殊事情が存在するなどの場合には所管課における個別マニュアルにおいて対応し、事務レベルの標準化に取り組む。	マニュアル改訂にあたり、他自治体の債権マニュアルを参考にし、現行の泉南市債権管理マニュアルと指摘事項・法令に齟齬がないかを整理している。	対応中
5	19	意見	5	行財政改革課	総括意見	債権回収（分割納付・強制執行等）手続について 分納を認める際の審査項目や分納期間の上限、不履行時に移行する手続をより具体的に整理し、運用方法を統一することが重要である。また、強制執行についても実施時期の基準を設定することで、必要な場面で適切に執行が行われるようされたい。	令和8年度中に現行債権管理マニュアルの改訂を予定しており、汎用的な内容については反映する。債権ごとの性質等の特殊事情が存在するなどの場合には所管課における個別マニュアルにおいて対応し、事務レベルの標準化に取り組む。	マニュアル改訂にあたり、他自治体の債権マニュアルを参考にし、現行の泉南市債権管理マニュアルと指摘事項・法令に齟齬がないかを整理している。	対応中
6	20	意見	6	行財政改革課	総括意見	債権整理（執行停止・不納欠損処理等）手続について 回収の可能性が著しく低い債権に過度な時間を費やすのではなく、適切に債権整理を進めることが不可欠であるため、時効到来が近い債権や長期滞留債権を早期に把握できる仕組みを構築すべきである。また、執行停止や債権放棄を含む整理手続についても、適用基準及び必要資料を明確化し、実施体制の強化に努められたい。	不納欠損処理について、適切な時期に確認を行う。また、研修等を通じて職員の債権に対するマインドセットを改めるとともに、効率的な債権整理手続の標準化に取り組む。	債権徴収計画の策定に併せて、不納欠損処状況を調査するとともに、適切な不納欠損処理を行うよう啓発する。	対応中
7	20	意見	7	行財政改革課	総括意見	ノウハウ経験の庁内共有・マニュアル等の文書整備について 限られた人員体制の中で一定水準の債権管理を維持するために、必要に応じて各債権所管課が債権特性を踏まえた簡易な実務マニュアルを整え、属人的な処理を最小化する必要がある。 あわせて組織横断的に債権管理の課題を解消し、研修会・事例共有会を開催することで具体的な事例・判断手順・留意点などを共有することが望ましい。	債権ごとの性質・特徴にあわせた個別マニュアルの策定を進めるとともに、債権管理対策会議のあり方について開催頻度や議題の性質等を再検討する。	債権管理対策会議について、効果的かつ効率的に開催できるよう開催時期、開催回数及び議題を検討する。債権ごとの個別マニュアル策定について、債権管理対策会議を活用する等、進め方を検討する。	検討中
8	21	意見	8	行財政改革課	総括意見	債権管理の委託事務について 債権管理の最終責任は市が負わなければならないことから、委託している債権管理の仕様書において、受託者が行うべき具体的業務、市が受け取るべき報告内容・頻度、双方の責任範囲及び情報連携体制の在り方を明確に定義する必要がある。また、受託者が把握した滞納者の情報は、市の滞納整理に不可欠であるため、報告項目や様式の標準化に取り組まれたい。	現行委託契約等の更新に合わせて、対応する。	現行の委託契約等の更新時に双方の責任範囲及び情報連携体制のあり方を明確しているか確認する。報告項目や報告様式の標準化については、債権管理の委託状況等を考慮し、慎重に検討する。	検討中

個別債権に関する監査の結果									
(1) 納付勧奨・債権未発生対策について									
整理 番号	報告 書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和 8 年 5 月末時点）	措置 区分
15	37	意見	13	税務課	市税（5 税）	納付方法の更なる多様化に向けた取組について 市では、利便性向上のためコンビニやスマートフォンなど多様な納付方法を設けており、一定の成果が見られるが、納付忘れの防止と手数料が安価であることから口座振替の勧奨をに引き続き取り組まれない。 また、法人・個人事業者向けにはeLTAXによる電子納税の利便性を踏まえ、他自治体と連携してeLTAXの利用促進を図ることが望ましい。さらに、一部で臨戸による現金集金が行われているが、他の納付方法へ移行し、現金集金は原則行わない扱いとすべきである。	手数料の優位性という観点から口座振替の勧奨に取り組むとともに、債務者の利便性に応じた多様な納付方法への対応を引き続き実施する。	市税口座振替の利用勧奨については、市ウェブサイト及び市広報紙による啓発の取り組みを継続する。 また、令和 8 年度中に市民税普通徴収のeL納付の運用を開始することで納税者の利便性の向上と納付方法の拡充を図る。	対応中
20	44	意見	16	保険年金課	保険料 （国保・後期）	口座振替による納付の勧奨について 市では従来から口座振替による納付勧奨を行っているが、口座振替手続は金融機関窓口でしか行えず、金融機関窓口の廃止が進む中では、ペイジー口振申請受付システムの導入を検討されたい。また、一部で臨戸による現金集金が行われているが、口座振替の勧奨により現金集金は原則行わない扱いとすべきである。	手数料の優位性という観点から口座振替の勧奨に取り組むとともに、債務者の利便性に応じた多様な納付方法への対応を引き続き実施する。	口座振替勧奨及び利便性に応じた多様な納付方法への対応は引き続き実施する。臨戸による定期集金については、終了しており、今後も口座振替や他の納付方法への移行を勧奨する。	対応中
31	65	意見	22	生活福祉課	生活保護法 第77条の2 徴収金	生活保護申請時の案内文の充実化について 生活保護受給者がギャンブルによる収入を申告しなかったことで徴収金が発生しているケースが見受けられた。 生活保護法第60条により収入・支出の適切な把握や支出の節約が求められており、一定の用途制限があると考えられることから、生活保護申請の案内文等に「過度な遊興やギャンブルに使用しない」旨を明記し、生活保護の趣旨を周知して不要な債権発生を抑制することを検討されたい。	令和 8 年 3 月改訂の「保護のしおり」に過度な遊興やギャンブルは控え、収入があれば必ず申告するように文言を追加する。	令和 7 年度に措置済み。	措置済
32	72	意見	23	保育子ども課	保育子ども課 における 3 債権	口座振替による納付の勧奨について 納付方法について、口座振替を原則とする旨を「口座振替依頼書」には記載されている一方、「保育施設等入園の御案内」には明記されていない。 口座振替による納付は、納付書納付に比べ、事務負担及び決済手数料においてメリットがあるため、口座振替による納付が原則であることを「保育施設等入園の御案内」に明記した上で積極的に案内することが望ましく、未納による債権の発生もある程度抑制させる効果があると思われるため、検討されたい。	手数料の優位性という観点から口座振替の勧奨に取り組むとともに、債務者の利便性に応じた多様な納付方法への対応を引き続き実施する。	令和 9 年度の「保育施設等入園の御案内」に記載する予定。	対応中

（２）債権の記録管理について									
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和８年５月末時点）	措置区分
11	35	意見	9	税務課	市税（５税）	「交渉経過一覧」への記録について 債権管理システム上の「交渉経過一覧」における分納誓約書の徴取の記録について、登録誤りとなっているものが散見された。担当者が交代した場合の引継ぎを円滑に行うためにも、「交渉経過一覧」には徴取した文書や納付交渉の内容を適切かつ網羅的に記録されたい。	担当者ごとの記録内容に差異が生じないよう、網羅的に記録内容の統一化を図る。	令和７年度に措置済み。	措置済
19	44	意見	15	保険年金課	保険料（国保・後期）	財産調査の実施と「交渉経過一覧」への記録について 財産調査について、預金調査と保険調査を別々の時期に行っていたり、調査の結果が債権管理システムにおける「交渉経過一覧」に記録されていない事例があった。 預貯金等照会システムを利用して、同一滞納者に対する財産調査は同時に実施するとともに、その調査結果を交渉経過一覧に記録しておく必要がある。	預貯金等照会システムの利用とともに、交渉経過一覧への記録について、統一的記録を行う。	預貯金等照会システムの利用により、預貯金調査と保険調査を同システムで利用できるようになり、同時に実施の上、交渉経過記録への入力を行う。	対応中
21	52	結果	5	長寿社会推進課	介護保険料	交渉経過記録への記載不備について 債権管理システムの交渉経過一覧に長期間の記録はあるものの、面談記録や分割納付・支払猶予等の交渉記録が確認できない事例があった。また、催告を年２回実施しているものの、電話・面談記録や財産調査記録が残されていない事例も見受けられた。債権管理マニュアルにも経過履歴の記録が重要と記載されていることから、適切な情報管理を実施されたい。	令和７年度中に面談記録や財産調査の記録等を交渉経過一覧に記録する。	令和７年度に措置済み。	措置済
37	85	結果	10	下水道課	下水道使用料	収入未済額の管理について 平成19年から令和５年度までに発生した下水道料使用料4,226千円が収入未済となっている。 また、20年近く前に発生した債権について不納欠損処理等が行われず放置されている状態となっており債権管理が不十分である。収入未済債権の管理方法を検討されるとともに、個々の事案に応じて不納欠損処理を含む債権整理手続を実施されたい。	債権全件について、該当債権の洗い出しを実施。未実施である不納欠損処理とともに、適正な債務承認手続等を実施する。	一部不納欠損処理を行ったが、分納誓約の有無等を確認するのに時間を要したため、残りについては、令和８年度に不納欠損処理とともに適正な債務承認手続きを実施する。	対応中
44	98	意見	33	教育サービス課	留守家庭児童会費	債権の適切な情報管理について 平成30年度に発生した債権について、令和２年４月から督促を続けたが、金額が僅少であり、これ以上の追求は経済合理性を欠くことから令和６年10月に徴収停止措置を行い、令和７年度中には不納欠損処理される見通しである。 教育サービス課では新たな滞納繰越債権が発生しないよう努められているが、今後も滞納繰越が発生しないよう速やかな対応を行うとともに、滞納繰越が発生した場合には債権管理記録や分納誓約書等の記録を残したうえで、債権管理マニュアルに定められた適切な債権管理を実施する必要がある。	引き続き、初期対応で債権化しない取組を進めるとともに、発生した場合の記録管理等について適切に対処する。	令和８年度に措置済み。	措置済

（３）督促・催告・財産調査手続きについて									
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和８年５月末時点）	措置区分
12	36	意見	10	税務課	市税（５税）	定期的な滞納者の営業実態等の調査について 債権の二重差押により滞納者の廃業時には配当が見込まれる案件について、約10年間特段の状況確認を行っておらず、他自治体に移転していることが判明した案件があった。 当該事案のように、滞納処分を行い、その後、進展のない事案についても、一定の頻度を定めて実態調査を行うようにすべきである。	指摘事例のような場合に、配当機会を逸することのないよう、適宜対応する。	令和７年度に措置済み。	措置済
14	37	意見	12	税務課	市税（５税）	市民税（個人）の特別徴収に係る滞納対策について 特別徴収義務者が、制度や納税義務を理解していないことによる滞納が発生している可能性がある。特別徴収税の性格上、金額にかかわらず滞納防止対策の強化が必要であり、特別徴収義務者への啓発を強化したり、高額な滞納案件に対して重点的に対応したりするなど、更なる取組を進められたい。	他自治体の取組事例等を参照するなどし、特別徴収義務者への啓発・勧奨強化を検討する。	他自治体の先進的な取組事例等の情報収集、調査を実施し、特別徴収義務者への啓発・勧奨強化策に係る検討を進め、通年の取組み方針を定める。	対応中
24	53	意見	17	長寿社会推進課	介護保険料	催告の運用ルールの検討について 滞納繰越分については年２回の催告を行っているが、現年度滞納分については督促のみで、催告は実施していない。 現年度滞納者のうち新たに納付対象となった者や転入者には制度認知不足が推察されるため、早期納入促進と滞納繰越防止の観点から、現年度滞納分についても、一定の状況基準や納付状況を踏まえた催告手続の導入を検討することが望まれる。	令和７年度中に現年度滞納分についても催告書を送付する。	令和７年度に措置済み。	措置済
41	95	意見	30	住宅公園課	住宅使用料等	家賃等の適切な債権管理について 督促や催告の法的効果を踏まえた実効的な債権管理が行われておらず、消滅時効期間を経過した債権が生じているが、利用者やその親族からの支払いが継続していることから、請求を続けている債権が多数見受けられた。 督促・催告の適切なタイミングを含む法令に沿った債権管理の運用に改めるとともに、条例や債権管理マニュアルに定める徴収停止、履行延期、免除等の制度を適切に活用し、長期滞納債権への対応を行う必要がある。	適切なタイミングで督促や徴収停止等を行い、実効的な債権管理の運用を行う。	滞納が発生してから30日以内の督促を行い、納付が確認出来ない場合は随時催告を行う。	対応中
45	99	意見	34	教育サービス課	留守家庭児童会費	書面による督促状の送付について No. 44に記載のとおり、教育サービス課では現年度分に新たな滞納繰越が発生しないよう、口座振替日以降速やかに引落しできない債務者に電話連絡するなど、速やかな対応により滞納が発生しないよう努めているが、督促状の発送は行っていない。しかしながら、債権管理マニュアルによると、督促は、書面によることが必要であり、督促状を発行しなければならないとされている。また、地方自治体が行う私債権の督促は、時効更新の効力を有しており、時効の時期を明確にするためにも電話や口頭による連絡だけでなく、書面による督促状の発送が必要となる。 今後、どのような場合に督促状を発送するのか、そのルールを明確にしたうえで、必要に応じて書面による督促状を発送するよう努められたい。	督促方法について、債権管理マニュアルに沿ったルールを策定し、適切に対処するよう改める。	令和７年度に措置済み。	措置済

（４）延滞金等の取扱いについて									
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和８年５月末時点）	措置区分
13	36	意見	11	税務課	市税（５税）	延滞金の減免について 安易な延滞金の減免を防止するためにも、全額減免と２分の１減免の判断基準を明確化すべきである。	課内の業務マニュアルにおいて、実務面を踏まえ明確化する判断基準の内容等を検討する。	課内の業務マニュアルについて、実務面を踏まえた明確な判断基準の内容等を調査・検討し、対応方針を定める。	対応中
42	95	意見	31	住宅公園課	住宅使用料等	遅延損害金の未徴収について 住宅使用料、市営住宅共益費及び駐車場使用料について、督促後に債務者が履行期限までに履行しない場合には、泉南市債権管理条例に基づいて遅延損害金を徴収するとされているが、これまで請求は行われていない。 遅延損害金は、履行遅滞に対する一定の抑止効果を有するとともに、家賃等を適切に履行している他の入居者との公平性の確保の観点からも重要な制度であるため、遅延損害金の徴収に関する住宅公園課における運用方針を明確化すべきである。	市営住宅という性質を十分検討し、免除規定を含め運用方針について要領等の策定に取り組む。	免除規定を含め運用方針について、他の市町の聞き取りを行い要領等の策定に取り組む。	対応中

（５）債権回収（分割納付・強制執行等）手続きについて									
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和８年５月末時点）	措置区分
10	35	結果	2	税務課	市税（５税）	分納誓約書の入手について 分納誓約書について、「時効が迫る滞納税がある場合に徴収する」という取り扱いをしているが、収納関係事務処理要領と一致していない。分納誓約書は、時効更新だけが目的ではなく、債権管理マニュアルにも分納誓約書の入手が明記されており、分納を認める場合には分納誓約書を入手することを原則的な取扱いとすべきであるが、現行の人員体制や事務負担を考慮しつつ、分納誓約書の徴収が本来有する目的を達成できる水準を維持したうえで、今後の債権管理マニュアルとの取扱いの在り方について検討する必要がある。	指摘内容を踏まえ、収納関係事務処理要領等マニュアルの記載内容と実務上の取扱いとの整合を取り、分納誓約書の徴収目的を満たす取扱いとする。	令和７年度に措置済み。	措置済
17	43	結果	4	保険年金課	保険料（国保・後期）	分納誓約書の入手について （ア）分納誓約書の対象債権 債務承認及び分納誓約書の対象債権について、現年度分のみ、滞納繰越分のみ、または両方を含むものなど内容が混在している。債権全額の時効更新が図られないことになるため、債権の総額を別途明記するなどの対応が必要である。 （イ）分納誓約書の書面による入手 分納誓約における署名押印の取扱いに統一性がなく、また、交渉経過記録と実際の時効更新の記録と整合性が取れていない事例が見られた。分納計画どおりの納付がない場合には、署名又は押印のある分納誓約の入手を重点的に取り組まれない。	令和８年度中に分納誓約書の取扱いについて、指摘内容のとおり統一を図る。また、交渉経過記録について、担当者ごとに記録内容に差異が生じないように網羅的に記録内容の統一化を図る。	令和８年度に措置済み。	措置済
18	43	意見	14	保険年金課	保険料（国保・後期）	分納計画の期間について 少額の分納誓約によって分納期間が長期化し、滞納額が増加している事例が見られた。 ２年以内の完納が困難な場合においても、滞納者から財産状況に関する資料の提出を求め、回収の可能性が低い債権については執行停止するなど、回収の可能性のある債権に注力するべきである。なお、提出された財産関係の資料は執行停止の判断材料としても有効に活用し、効率的に事務処理を進めることが望ましい。	納付相談の機会に個々の債務者の実情をつぶさに聞き取るなど、債権の性質の把握に努め、債権を回収できる見込み度合に応じた対応について検討する。	全額一括納付を原則として折衝は行うが、納付困難な場合は、滞納の具体的な原因、収入状況等を聞き取り、資料の提出を促し、財産調査との整合性を図り、効率的に滞納整理を実施する。	対応中
22	52	結果	6	長寿社会推進課	介護保険料	分納誓約書の入手について 債権管理マニュアルでは、債務承認及び分納誓約書は書面で徴収し署名・押印を求めることとしているが、入手されていない事例が確認された。入手が困難な場合でも、分納計画どおりの納付があれば時効更新が認められる余地もあるため、分納計画どおりの納付がない場合には、署名・押印のある債務承認及び分納誓約書の回収を重点的に行うなど、リスクに応じた運用の工夫が必要である。	指摘内容を踏まえ、令和７年度中に適正な債務承認及び分割納付手続を実施する。	令和７年度に措置済み。	措置済
26	54	結果	8	長寿社会推進課	介護給付費返還金	分誓約書の記載不備について 分納誓約書における延滞金の説明において、「計画通り納付がないと延滞金が発生する」旨の記載があるが、延滞金は分納期間中に発生しており、完納した段階で延滞金額が確定するものでありため当該記載は不適切である。 また、分納計画時の債務合計額及び各月の納付額は記載されているものの残債務の記載がないため、残債務を明記しておくとともに、債務者の支払遅延等のリスクを考慮し再度協議を行う旨の文言をいれておくべきである。 さらに、当該債権については法人の債権であることから、誓約書を個人名ではなく、分納誓約書の署名又は押印を法人名義とすべきである。	令和７年度中に債務者と協議し、是正する。	令和７年度に措置済み。	措置済
34	74	意見	25	保育子ども課	保育子ども課における３債権	資産調査開始に係る通知について 分納不履行者に対して、再度未納額の納付を促すとともに、放置された場合に財産調査に移る旨の通告をしているが、分納計画どおりに納付されない場合は、財産差押え等の滞納処分に移行できるよう、財産調査については現状よりも早い段階で実施することが望まれる。	分納不履行の事案に応じて財産調査を現状より早い段階で着手することを検討する。	財産調査については、これまでの納付状況、交渉内容や家庭事情等に応じて、個別に対応していく。	対応中

（６）債権整理（執行停止・不納欠損処理等）手続きについて									
整理 番号	報告 書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和８年５月末時点）	措置 区分
16	42	結果	3	保険年金課	保険料 （国保・後期）	不納欠損処理等の債権整理手続について 口頭による債務承認は得ているものの、その他に時効を更新するための対応が取られていない債権が収入未済額に計上されている。 収入未済債権を改めて検証し、事案に応じて不納欠損処理を含めた滞納整理を実施されたい。	令和７年度中に債権全件について、該当債権を洗い出しを実施する。必要に応じ、不納欠損処理を行うとともに適正な債務承認手続きを実施する。	令和７年度に措置済み。	措置済
23	53	結果	7	長寿社会推進課	介護保険料	不納欠損処理等の債権整理手続について 口頭による債務承認は得ているものの、その他に時効を更新するための対応が取られていない債権が収入未済額に計上されている。 収入未済債権を改めて検証し、事案に応じて不納欠損処理を含めた滞納整理を実施されたい。	令和７年度中に債権全件について、該当債権を洗い出しを実施する。必要に応じ、不能欠損処理を行うとともに適正な債務承認手続きを実施する。	令和７年度に措置済み。	措置済
39	85	意見	29	下水道課	下水道使用料	高額滞納者に対する収入未済債権の対応について 高額滞納事例について、毎月10,000円を支払うこととする分納誓約を交わしている。 当該債務者は資力に乏しく現年分と併せて上記債権の徴収は現実的ではないと考えられるため、債務者と話し合いのうえ、破産手続開始決定時点の債権については不納欠損処理するなど、対応を検討する必要がある。また、分納の期間は最長２年間を目安とする旨規定されている中、10年以上にわたる分納計画は現実的でなく、分納誓約時に一部を債権放棄するなど実情を考慮した対応も検討されたい。	滞納状況を考慮し、実務の対応方法について、検討する。	徴収方法の検討を行い、令和７年12月に分納誓約を締結し直し、破産手続開始決定時点の債権について、一部不納欠損処理を行った。令和８年度も実情を考慮し、対応する。	対応中
40	86	結果	11	下水道課	下水道事業分担金	不納欠損処理等の検討について 令和元年度に発生した債権について、消滅時効が完成しているが、令和７年９月時点においても不納欠損処理されず、滞納繰越収入未済額のままとなっている。当該債務者は日本国外に移住したため、徴収の見込みがたっておらず、全ての債権が時効を迎えた際にまとめて不納欠損処理する予定とのことである。 しかし、全ての債権について、時効が完成するのは令和11年度であり、それまでは滞納繰越収入未済額として放置されることとなるため、徴収の目途が立たないのであれば、執行停止を行って速やかに不納欠損処理を行うなど適切な対応を行う必要がある。	指摘のとおり実質的に徴収見込みがないため、今年度不納欠損処理を行い、以降年度ごとに順次処理する。	実質的に徴収の見込みがない債権について、令和７年度で滞納状況の経過確認等に時間を要したため、令和８年度に執行停止を実施する。また、徴収することができないことが明らかであるときは、不能欠損処理を行う。	対応中

（７）ノウハウ経験の庁内共有・マニュアル等文書整備について									
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和８年５月末時点）	措置区分
25	53	意見	18	長寿社会推進課	介護保険料	債権管理手続の実務経験について 債権管理業務の実効性を高めるためには、課内で蓄積された実務経験や成功事例を共有する場を設け、職員研修などを通じて対応力を強化することが望まれる。特に、差押え等の滞納処分の実績や対応事例を債権管理対策会議を通じて共有し、職員の対応能力の向上につなげ、適正な債権管理に努められたい。	外部研修への参加により知識の蓄積を進めるとともに、他課や他自治体の事例を参考に滞納処分に取り組む。	令和８年度に措置済み。	措置済
27	63	結果	9	生活福祉課	生活福祉課における４債権	事務取扱要領の改定について 課内のマニュアルとして、返還金や徴収金に関する事務取扱要領を作成しているが、事務取扱要領は平成15年頃に作成されたものであり、平成26年の生活保護法改正（不正・不適正受給対策の強化等の改正）が反映されていない等、事務取扱要領作成以降の改定が適時に行われていない状態である。よって、事務取扱要領を現行法及び市の現状に沿った要領に改訂を行う必要がある。	令和７年度中に課内の事務取扱要領を改訂する。	令和８年度に措置済み。	措置済
28	63	意見	19	生活福祉課	生活保護法第78条徴収金	生活保護法第78条による徴収金の加算金適用の基準設定について 生活保護法第78条徴収金には加算金を徴収することができる旨規定されているが、市ではこれまで加算金を徴収した事例がなく、適用場面に関する規程も整備されていない。他市町村の要領や過去の事例を参考にしつつ、市の実情に沿った要領の作成が求められる。	令和７年度中に他自治体の事例を参考にし、不正事案への対応について取扱要綱を作成する。	令和８年度に措置済み。	措置済
29	64	意見	20	生活福祉課	生活保護法第78条徴収金	生活保護法関係文書の保存期間設定について 生活保護者の死亡や就労による収入増加等により生活保護を必要としなくなった場合、法定の保存期間を経過した文書の廃棄が行われるが、返還金の収入未済額が残っている場合でも同様に廃棄されている。現状、具体的なルールが定められていないため、実情に沿った要領等の作成が求められる。	令和７年度中に文書保存について、取扱いを標準化するルールを策定する。	令和８年度に措置済み。	措置済
33	73	意見	24	保育子ども課	保育子ども課における３債権	債権管理に関するマニュアル整備について 債権管理の実務において、課題が見られるにもかかわらず、保育子ども課ではシステムの操作方法に関する文書が整備されているのみであり、具体的な債権管理の手順や対応方針を示したマニュアルは作成されていない。このため、債権の特徴を踏まえたマニュアルを整備し、担当者間の情報共有の仕組みを構築することで、一定のルールに基づく効率的・効果的な債権管理が可能となる体制を構築すべきである。	課内マニュアルの整備を行い、事務の標準化に取り組む。	他課又は他市の事例を参考に債権管理に関するマニュアルを整備する予定。	対応中
35	79	意見	26	家庭支援課	児童扶養手当返還金	児童扶養手当返還金に係る債権区分について 児童扶養手当返還金について、債権の発生原因が不正受給による場合は、強制徴収公債権に区分されるものである。債権管理を進める前提として、正しい債権区分により執行することは当然に必要であり、また、マニュアル策定時に想定していなかった債権の性質の変化や事例の多様化に対しても適切に対応しなければならない。	債権区分について、強制徴収公債権として正しく区分し、すでに措置している。今後は、発生原因により、強制徴収公債権と非強制徴収公債権の二種類で整理する必要があるため、個別のマニュアル策定に取り組む。	強制徴収公債権と非強制徴収公債権を整理した個別マニュアルについて、監査の指摘内容を鑑みて、泉南市債権管理マニュアルをもとに、児童扶養手当の独自の内容を追加して作成している。	対応中
36	80	意見	27	家庭支援課	児童扶養手当返還金	債権管理に関するマニュアル整備について 家庭支援課では不正受給に関する児童扶養手当返還金の債権管理については、債権管理マニュアルに基づき実施しているが、所管課における債権の特徴を反映したマニュアルを作成することで、課内の担当者間の情報共有の仕組みを整備し、属人的な対応とならないよう留意すべきである。また、債権区分に応じたあるべき債権管理の方法等について情報共有を行うべく債権管理対策会議を積極的に活用し、可能な範囲で部局横断的に情報共有を行う場を設けることも、債権管理の実効性を高める方策として有用である。	債権区分について、強制徴収公債権として正しく区分し、すでに措置している。今後は、発生原因により、強制徴収公債権と非強制徴収公債権の二種類で整理する必要があるため、個別のマニュアル策定に取り組む。	強制徴収公債権と非強制徴収公債権を整理した個別マニュアルについて、監査の指摘内容を鑑みて、泉南市債権管理マニュアルをもとに、児童扶養手当の独自の内容を追加して作成している。	対応中

（８）債権管理の委託事務について									
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和８年５月末時点）	措置区分
38	85	意見	28	下水道課	下水道使用料	大阪広域水道企業団に対する下水道使用料徴収事務の委託範囲について市は下水道料金の徴収事務を大阪広域水道企業団に委託しているが、滞納整理の具体的な委託範囲が文書上明確ではなく、委託業務範囲及び委託業務の状況が不明確となっている。下水道料金債権は市が最終的な徴収責任を負う債権であるため、委託範囲と下水道課、大阪広域水道企業団双方の責任関係を明らかにしつつ、両者連携のうえ適切な債権管理に努められたい。	次期更新時に、大阪広域水道企業団への委託範囲を協議し、責任関係を明確にする。	次期更新時に向けて、大阪広域水道企業団への委託範囲について定例会議等で協議し、責任関係を明確にする。	対応中
43	95	意見	32	住宅公園課	住宅使用料等	外部委託業者との連携不足について市は家賃等の徴収業務を含む管理業務を外部業者に委託し、月２回程度の報告を受けているが、委託仕様書に規定があるにもかかわらず、委託業者に求める報告内容や連携方法が十分に整理されておらず、提出される報告書には債務者の状況把握に必要な情報が十分に含まれていない。債権管理の主体は市であり、滞納者の生活状況など委託業者が把握し得る情報は滞納整理に有用であることから、報告項目・記録形式・連携方法を明確化し、必要な情報が確実に収集・共有される体制を整備が望まれる。	次期委託契約更新時に、委託業者に求める報告内容や連携方法について明確化した仕様に改める。	令和８年８月からの次期委託契約更新時に、委託業者に求める報告内容や連携方法について明確化した仕様の準備を行う。	対応中

（９）その他									
整理番号	報告書頁	結果・意見	番号	担当課	債権名	指摘の内容	対応の方針	措置状況（令和８年５月末時点）	措置区分
9	34	結果	1	税務課	市税（５税）	財務会計システムと債権管理システムの債権残高の差異について財務会計システム上の収入未済額と債権管理システム上の市税債権残高との間に差異が生じている。今後は両システムの定期的なデータ突合により再発防止を図られたい。	システム間の差異について、原因を特定しており、令和７年度中に差異を解消するとともに今後は各月末にシステム間の数値を突合し、再発を防止する。	令和７年度に措置済み。	措置済
30	64	意見	21	生活福祉課	生活福祉課における４債権	ICTの導入・活用の検討について令和６年度末時点の所員数は９人（うち３人は短時間勤務）と社会福祉法の定める標準よりも少なく、ケースワーカー１人あたりの担当件数は90件超となっている。業務効率化や担当交代時の円滑な引継ぎのためにも、生活保護システムの活用を含む一層のIT・ICT活用を検討することが求められる。	ベンダー側と協議し、予算確保等に取り組む。	引き続きベンダー側とIT・ICT活用に向けた協議を進め、導入済み自治体から情報収集を行い予算確保等に取り組む。	対応中